

知事の各部局長への指示事項

令和2年4月8日

第11回京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議

大阪府、兵庫県等に緊急事態宣言が発出されたことで、感染状況は新たな段階に入ったと考えております。4月以降、中でも京都府は、緊急事態宣言に準じる地域であると認識しており、予断を許さない状況が続いています。府民の皆さまの不安を解消するため、感染拡大の防止に全力を挙げていきたいと思っております。

- 1 今後は、本日決定した「緊急事態宣言を踏まえた今後の方針」に基づき、各部局において、全力を挙げて感染症対策に取り組むこと。併せて、京都府において緊急事態宣言が発出される事態も想定し、準備を始めること。
- 2 新たな感染者の勤務状況や濃厚接触者等、積極的疫学調査を厳重に実施し、今後の感染拡大防止に全力を挙げるとともに、専門家会議の助言も頂きながら、刻々と変化する事態に適切に対応すること。
- 3 医療機関と連携し、速やかに病床を確保するとともに、重症患者の入院医療に支障が生じないように、無症状者・回復者の療養のための宿泊施設を速やかに確保すること。
- 4 国の緊急経済対策の分析、各省庁の情報収集、府民や府内企業等のニーズの的確な把握などを実施し、京都府として必要な対策の実施に向けた取組を加速すること。予算的なものは総務部でとりまとめること。
- 5 職員の感染も想定し、府庁機関における職員体制の確保や市町村支援等、業務継続体制を確保すること。

今後も、国や京都市、関係機関等と一層連携し、感染の拡大防止等に全力を挙げるとともに、事態の進展に応じて柔軟に対応いただくようお願いいたします。

引き続き、緊張感とスピード感を持って、万全の態勢で対応いただきたいと思います。